平成28年7月13日判決言渡

平成28年(ネ)第10045号 請求原因脱漏裁判請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成27年(ワ)第35350号)

判 決

控訴人(一審原告) 株式会社イー・ピー・ルーム

被控訴人(一審被告) 国

代表者法務大臣

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

用語の略称及び略称の意味は、本判決で付するもののほか、原判決に従う。

第1 控訴の趣旨

控訴の趣旨は、本判決添付別紙「控訴状写し」記載のとおりであるが、その要旨 は以下のとおりと解される。

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、30万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が有していた特許第2640694号の特許につき特許庁が 平成13年7月4日付でした異議の決定(本件決定)が違法であり、これに関する 東京地裁平成16年(ワ)第19959号損害賠償請求事件の平成16年12月1 0日判決(別件判決)にも違法があるとして、控訴人が、被控訴人に対し、損害賠 償金30万円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、平成28年1月28日、本件訴えは、訴権の濫用に当たり、訴訟上の信義則に反し違法であるとして、口頭弁論を経ないでこれを却下する旨の判決(以下「本件一審判決」という。)を言い渡した。

これに対し、控訴人は、控訴期間経過後である同年2月16日、本件一審判決が 口頭弁論を経ずにされたもので無効である、又は裁判の脱漏があるとして、「被控訴 人は控訴人に対し、30万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みま で年5分の割合による金員を支払え。」との追加判決を求めるとともに口頭弁論期日 指定を申し立てた。

原審は、原判決により、本事件は、本件一審判決の確定により全て終了した旨宣言した。

控訴人は、原判決に対して控訴した。

2 控訴理由は、本判決添付別紙「控訴理由書写し」記載のとおりであるが、要するに、確定した本件一審判決は、①控訴人の請求、②特許庁と住友石炭鉱業との結託(民法719条)及び③本件決定に関し、本件特許が特許法29条2項に違反してなされたものではないことについて、裁判を脱漏した、というものと解される。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件一審判決において裁判の脱漏がないことは明らかであり、本事件は同判決の確定により終了したものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の2項に判示のとおりである。

よって、本事件について訴訟終了宣言をした原判決は相当であるから、口頭弁論

を経ないで本件控訴を棄却することとし(最高裁第3小法廷昭和57年10月19日判決・裁判集民事137号391頁),主文のとおり判決する。

知的財產高等裁判所第2部

裁判長裁判官					
	清	水		節	
裁判官	———	岡	——— 早		
裁判官					
	古	庄		研	